

Weekly Report

第430号
平成29年10月23日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

法人の黒字申告割合は33.2%

◆申告所得金額は7年連続増で過去最高

国税庁が公表した「平成28事務年度 法人税等の申告実績」によると、28年度に法人税の申告を行った件数は286万1千件で、その申告所得金額は63兆4749億円（前年度比3.2%増）と7年連続で増加し、過去最高となりました。

また、申告を行った法人のうち95万件（同4.8%増）が黒字申告となり、その黒字申告の割合は33.2%（同1.1ポイント増）と6年連続で上昇しました。黒字申告1件当たりの所得金額は6679万円（同1.6%減）となっています。

一方、約7割を占める赤字法人の申告欠損金額は11兆9162億円（同13.1%減）、赤字申告1件あたりの欠損金額は624万円（同12.8%減）と、ともに減少しています。

◆欠損金の「繰越控除」と「繰戻還付」

欠損金が生じた場合に、適用できる制度として「繰越控除」と「繰戻還付」があります（繰

戻還付の適用は中小法人等や災害損失金を有する法人に限られます）。

繰越控除は、欠損金を翌年度以降9年間（30年4月開始事業年度から10年間）にわたり繰り越すことができ、繰越期間中の事業年度で生じた所得金額から控除する制度です。ただし、中小法人等以外については控除できる金額に制限があります（29年4月開始事業年度は所得金額の55%、30年4月開始事業年度からは50%が限度）。

一方、繰戻還付は、前年度に所得があり法人税を納付していた場合、その所得と相殺することで納付した法人税の還付を受けることができる制度です。

「税務調査」勉強会のご案内

本勉強会では、事業を行っている以上回避することができない、「税務調査」がどのようなものか、問題となり易いポイントなどについて当事務所所属の税務署OB税理士が説明致します。

内容：①税務署の組織 ②税務調査の状況 ③事例紹介 ④結果に不服がある場合の救済策、他

日時：11月9日（木）14:00～16:00

会場：鈴木恒夫税理士事務所 3F研修室

参加費：無料

定員：20名 ※申込期限 11月6日（月）まで

主催：鈴木恒夫税理士事務所

申し込み：Tel 029-275-4333（担当：小林、柏原）

☆詳しくはホームページをご覧ください。

「不動産の使用料等の支払調書」について

法人が個人に対して、その年中に支払った不動産の使用料（事務所の家賃等）が合計15万円を超える場合、「不動産の使用料の支払調書」を税務署に提出する必要があります。

一方、法人に対する家賃や賃借料の支払については支払調書の提出は必要ありません（支払は管理会社でも貸主が個人の場合は提出が必要）。ただし、権利金や更新料等は提出が必要です。

なお、支払調書には支払先のマイナンバー（個人番号）又は法人番号を記載します。